

◎用途特例とは

通常は口径別料金ですが、公衆衛生や公共性、または特殊な使用形態に対応した用途の特例制度を設けています。

用途特例のお申込みには、申請書の提出が必要です。



お問い合わせ・お申込み

申請書に必要事項をご記入のうえ、直接または郵送により、下記までお申込みください。

〒039-1112
 青森県八戸市南白山台1丁目11-1
 八戸圏域水道企業団 料金課
 TEL 0178-70-7012
 FAX 0178-70-7018

申請書は、ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

用途特例料金表				1カ月分(税抜き)
用途特例	口径(mm)	基本料金(円)	基本水量(m ³)	従量料金 1m ³ につき(円)
				1m ³ ~
プール用	13	1,700	なし	200
	20	1,700		
	25	2,370		
	30	3,300		
	40	5,600		
	50	9,500		
	75	19,000		
	100	32,000		
150	71,000			
船舶用	全口径	なし	なし	238
臨時用	なし	なし	なし	453

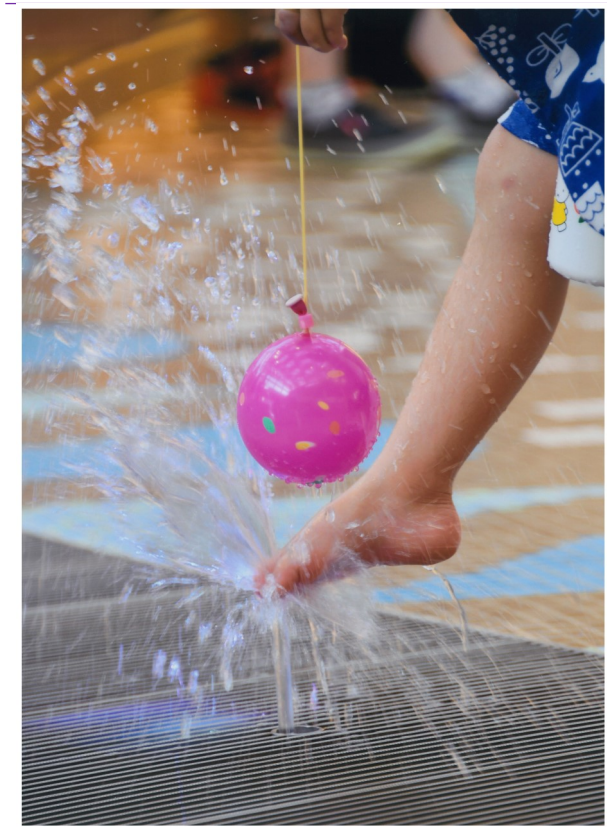
用途特例	口径(mm)	基本料金(円)	基本水量(m ³)	従量料金 1m ³ につき(円)
				201m ³ ~
浴場用	全口径	22,648	200	207

八戸圏域水道企業団
 039-1112 八戸市南白山台1丁目11-1
 代表(総務課) 0178-70-7000
 HP www.water-supply.hachinohe.aomori.jp

(令和元年10月改定)

用途特例の
ご案内

- ・ 浴場用
- ・ 船舶用
- ・ プール用
- ・ 臨時用



令和元年写真コンテスト入選(加藤武美氏)

用途の特例

浴場用

青森県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場が適用となります。

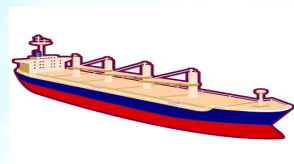


特例料金

基本料金 22,648円 (200 m^3 まで)
従量料金 207円 (201 m^3 以上1 m^3 につき)

船舶用

船舶に給水するものが適用となります。



特例料金

基本料金 なし
従量料金 238円 (1 m^3 につき)

プール用

学校や公共のプールが適用となります。



特例料金

基本料金 口径別料金と同じ (基本水量なし)
従量料金 200円 (1 m^3 につき) 単一料金

臨時用

タンクや水槽など、メーターを設置しないで使用する場合の料金特例です。



特例料金

基本料金 なし
従量料金 453円 (1 m^3 につき)